

大玉村個人情報保護条例

平成 17 年 12 月 16 日
条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、村の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大玉村情報公開条例（平成 17 年条例第 25 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を検索することができるよう体系的に構成したもの
- (5) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

(村民の責務)

第4条 村民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(適用除外)

第5条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (2) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
- (3) 大玉村統計調査条例(昭和33年条例第49号)第2条に規定する調査によって集められた個人情報

(個人情報を取り扱う事務の登録)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するものについて、別に定める事項を登録した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その利用の目的をできる限り特定し、その所掌する事務を遂行するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、別に定めるものを除き、本人から収集しなければならない。
- 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報を欠くことができないときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、別に定めるものを除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。
- 3 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護について必要な措置が

講じられていると認められるときを除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にするものに限る。）により保有個人情報を提供してはならない。

（適正管理）

第9条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史資料として保存されるものについては、この限りでない。

4 実施機関は保有個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（委託等に伴う措置）

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 第3項の規定は地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項の規定により、村が同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において準用する。

（職員等の義務）

第11条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（自己情報の開示請求）

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

（保有個人情報の開示義務）

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に該当する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1） 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定に

より従う義務のある各大臣その他国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者(前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

イ 開示請求者が明らかに知ることができる情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分にあっては、開示することにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く。)

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 個人指導、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業

に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある個人情報
- (7) 村の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に村民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 村の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 村、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業又は事業の経営上正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報の部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(存否に関する情報)

第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第16条 開示請求をしようとする者は、別に定める事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人、又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は全部を開示しない旨の決定（第15条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合の全部を開示しない旨の決定を含む。）をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定等の内容及び開示決定をした場合には開示の実施に關し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨であって、前条第1項の開示請求があった日に開示するときは、口頭により通知することができる。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、前項に規定する書面に当該決定の理由を記載しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の全部又は一部について開示することができるようになる期日が明らかであるときは、当該期日を付記しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につきその期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示の実施)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により保有個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、別に定める方法により開示請求者に対して当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 第16条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用負担)

第19条 前条の規定により開示を受ける者のうち、文書又は図画の保有個人情報に係る部分の写し等の交付を受ける者は、実施機関が別に定める額の当該写し等の交付に要する費用を負担しなければならない。

(自己情報の訂正請求)

第20条 何人も、開示を受けた自己に関する保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第21条 訂正請求をしようとする者は、別に定める事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内に、訂正請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）又は全部を訂正しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定（以下「訂正決定等」という。）をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、当該訂正決定等の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正決定をしたときは、訂正請求に係る保有個人情報を訂正した上、その旨を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、第2項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第23条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合にお

いて、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(自己情報の利用停止請求)

第24条 何人も、第18条第1項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第9条第3項若しくは第4項の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第12条第2項の規定は、利用の停止若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。ただし、天災その他利用停止請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第25条 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求の方法)

第26条 利用停止請求をしようとする者は、別に定める事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

2 第16条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を利用停止する旨の決定（以下「利用停止決定」という。）又は全部を利用停止しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、当該利用停止決定等の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止決定をしたときは、その旨を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しない旨の決定又は一部を利用停止する旨の決定をしたときは、第2項に規定する書面にその理由

を記載しなければならない。

- 5 第22条第5項及び第6項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「訂正請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、同項中「訂正決定等」とあるのは「利用停止決定等」と読み替えるものとする。

(不服申立てがあった場合の手続)

- 第28条 開示決定等又は訂正決定等、利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、速やかに、大玉村情報公開等審査会に当該不服申立てに対する決定について諮問しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

(自己情報の取扱いの是正の申出)

- 第29条 何人も、自己に関する個人情報について、第7条から第9条まで又は第10条第1項の規定に違反した取扱いを受けていると認めるときは、実施機関に対し、その取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

- 2 是正の申出をしようとする者は、別に定める事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

- 3 実施機関は、是正の申出があったときは、遅滞なく、必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行った上、その内容を書面により当該是正の申出をした者に通知しなければならない。

- 4 実施機関は、前項の規定による通知を行った後、速やかに、大玉村情報公開等審査会に是正の申出及び当該通知の内容について報告をしなければならない。

- 5 第12条第2項及び第16条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

(苦情の処理)

- 第30条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切に、かつ、速やかにこれを処理するよう努めなければならない。

(他の制度との調整)

- 第31条 法令又は他の条例(大玉村情報公開条例を除く。)に自己に関する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の手続の定めがあるときは、当該法令又は他の条例の定めるところによる。

- 2 法令又は他の条例の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令又は他の条例に訂正の手續の定めがないときは、当該保有個人情報は、第20条第1項の規定の適用については、第18条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報とみなす。

- 3 法令又は他の条例の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令又は他の条例に利用停止の手續の定めがないときは、当該保有個人情報は、第24条第1項の規定の適用については、第18条第1項の規定により開示を受け

た保有個人情報とみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第32条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該実施機関が保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第33条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

2 村が資本金等を出資する法人その他これに類する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例に基づき実施機関が行う個人情報の取扱いに準じて、必要な措置を講じ、個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者に対する指導助言等)

第34条 村長は、事業者が個人情報の保護に関し適切な措置を講ずるよう、指導及び助言を行うものとする。

(説明等の要求、勧告及び公表)

第35条 村長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 村長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 村長は、事業者が第一項の規定による求めに正当な理由なく応じなかつたとき又は前項の規定による勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

4 村長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該事業者に意見陳述の機会を与えた上で、大玉村情報公開等審査会の意見を聴かなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 村長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(適用除外とする事業者)

第37条 事業者のうち次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に規定する目的の全部又は一部として取り扱う個人情報については、第34条及び第35条の規定は、適用しない。

(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
報道の用に供する目的

(2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

(3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者

学術研究の用に供する目的

(4) 宗教団体 宗教活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

(5) 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

(運用状況の公表)

第38条 村長は、毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項若しくは第4項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第43条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第39条又は第40条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は村長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大玉村個人情報保護条例(平成15年3月14日条例第4号)は、廃止する。